

## 医師スキルアップ支援補助金交付要綱

	平成24年1月4日
全部改正	平成24年8月3日
一部改正	平成25年8月1日
一部改正	平成28年4月1日
一部改正	平成30年4月1日
一部改正	令和4年4月1日
一部改正	令和5年4月1日
一部改正	令和6年4月1日

福祉保健部医療政策課

### (趣旨)

第1条 県は、医師のキャリア形成を支援するため、予算の定めるところにより、宮崎県内に所在する医療機関に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療機関 次のいずれかに該当するものをいう。

① 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関

② がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患及び精神疾患に係るもの

ア がん 「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発0801第16号厚生労働省健康局長通知）に定める都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院

イ 脳卒中 宮崎県医療計画（令和6年3月宮崎県定め。以下「県医療計画」という。）の第4章第2節の2脳卒中に定める急性期医療を担う中核的な医療機関

ウ 心筋梗塞等の心血管疾患 県医療計画の第4章第2節の3心筋梗塞等の心血管疾患に定める急性期医療を担う中核的な医療機関

エ 精神疾患 県医療計画の第4章第2節の5精神疾患に定める県連携拠点機能を担う医療機関及び精神科救急医療システム病院群輪番施設

③ 救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療及び新興感染症発生・まん延時における医療に係るもの

ア 救急医療 県医療計画の第4章第2節の6救急医療に定める救急告示施設

イ 小児医療 県医療計画の第4章第2節の8小児医療に定める小児中核病院及び小児地域医療センター

ウ 周産期医療 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）における「周産期医療の体制構築に係る指針」に定める総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター

エ 災害医療 「災害拠点病院整備事業の実施について」（平成8年5月10日健政発第435号厚生省健康政策局長通知）に定める災害拠点病院

オ 新興感染症発生・まん延時における医療 県医療計画の第4章第2節の11新興感染症発生・まん延時における医療に定める第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関

④ 基幹型臨床研修病院である医療機関

⑤ 一般社団法人日本専門医機構が承認した専門研修プログラムにおける基幹施設及び連携施設

⑥ その他県が認める医療機関

(2) キャリア形成プログラム 医療法第30条の23第2項第1号に規定する計画をいう。

(3) コース・メンター キャリア形成プログラムのコースを策定している県内の専門研修プログラム基幹施設において、キャリア形成プログラム適用医師と定期的な面談等を行う者として、宮崎県地域医療対策協議会の委嘱を受けた医師をいう。

(4) スキルアップ 次のいずれかに該当するものをいう。

① 「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師の専門性に関する資格等の取得又は更新(以下「専門医の取得等」という。)

② 「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針(平成16年3月18日医政局発第0318008号)」に則った臨床指導医講習会の受講又は前号に関する指導医の取得若しくは更新(以下「指導医の取得等」という。)

③ コース・メンターの医師の業務に係るのある学会、講座及び講習会等への参加(以下「学会等への参加」という。)

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

(1) スキルアップに取り組む医師が所属する医療機関であること。ただし、学会等への参加については、当該年度において、コース・メンターとしての活動を行ったコース・メンターが所属する医療機関のみとする。

(2) 県税に未納がないこと。

(3) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(4) 第1条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(5) その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額等は、別表のとおりとする。ただし、県の予算の範囲内で補助するものとし、必要に応じて別途調整率を乗じるものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条の規定にかかわらず、同条第1号の事業計画書及び第2号の収支予算書の提出は省略することができる。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとし、当該年度に係るものを一括して、当該年度の3月1日から3月31日までに県に提出するものとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 補助金所要額調書(別記様式第2号)
- (3) 収支決算書(別記様式第3号)
- (4) 補助対象経費支出確認書(別記様式第4号)
- (5) 納税義務が発生する医療機関にあっては納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (6) 特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第5号)
- (7) 誓約書(別記様式第6号)
- (8) その他県が必要と認めるもの

3 専門医の取得等又は指導医の取得等に係る合否が明らかでない状態で交付の申請をした者が前項の実績報告をした後において、合否が確定した場合には、専門医・指導医取得等に係る確定年月日報告書(別記様式第7号)により速やかに報告しなければならない。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けないこと。
- (2) 補助は、医師1人につき各年度ごとに別表の第1欄に定める専門医の取得等及び指導医の取得等のうちいずれか1つとし、かつ、1回限りとする。ただし、コース・メンターについては、専門医の取得等及び指導医の取得等のうちいずれか1つに加え、学会等への参加を1回限り受けることができる。
- (3) 補助事業に係る予算及び決算を明らかにした諸帳簿並びに収入及び支出に係る証拠書類を整備し、事業完了後5年間これを保管しておくこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定及び確定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第9条 第5条第2項の規定に掲げる書類の提出があった場合には、規則第14条第1項の規定による報告があったものとみなす。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(その他)

第11条 本要綱の規定は、県立の医療機関について準用する。この場合において、「補助金」とあるのは、「負担金」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年8月3日から施行し、平成24年度の予算に係る医師スキルアップ支援補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行し、平成25年度の予算に係る医師スキルアップ支援補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る医師スキルアップ支援補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る医師スキルアップ支援補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る医師スキルアップ支援補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る医師スキルアップ支援補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る医師スキルアップ支援補助金から適用する。

別表（第4条関係）

1 対象スキルアップ	2 基準額	3 対象経費	4 補助額	5 対象支出	
<p>専門医の取得等</p>	<p>1人1専門医の取得又は指導医の取得等当たり 100,000円</p>	<p>専門医の取得又は指導医の取得等に係る次の経費。 ①審査登録料 ②受験料 ③認定料 ④更新料 ⑤旅費（宿泊費を含む。） ⑥その他県が必要と認める経費</p>	<p>各医師ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から医療機関の支援額を引いた残りの額とを比較して少ない方の額の合計額</p>	<p>各医師が当該年度の4月1日から同年度の3月31日までの間にスキルアップに取り組んだものに限る。</p>	
<p>指導医の取得等</p>					<p>学会等への参加</p>